

釈迦院森公園

城山浄水場

用土町

用土町

勤労青少年ホーム

府中市上下水道課

南小学校

府中市立総合体育館

広島放送局

ラジオ中継所

南の丘公園

歴史民俗資料館

府中市
B&G海洋センター

第一中学校

プール

プール

府中東高等学校

三反池

用土町

緑丘集会所
南公民館

公園

府中

[業務委託/最低制限価格]

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

(1) 契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

(1) 指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

(1) 原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

(2) 業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

(3) 内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（府中市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。以下同じ。）以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要

な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

(1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

(1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

(2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間

質問回答期限 入札開始日の2日前

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX(0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

(1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

(2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

「最低制限価格」を設定している。

価格は、事後公表とする。

最低制限価格を設定している場合、その価格を下回る入札を行った場合は、失格とする。

13 各会計年度の支払限度額

設定していない。

14 前払金

予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

15 部分払

業務委託料が500万円以上の業務委託契約を対象とする。

16 入札辞退等

(1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

(2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

17 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果
- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
 - ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合はあるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

〔建築設計業務委託〕

仕様書共通事項

1 共通事項

- (1) 本業務の履行は、国土交通省制定「公共建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施すること。
- (2) 「設計図書」、「共通仕様書」若しくは「仕様書特記事項」の記載に相違がある場合、又は設計図書に定めのない事項については、別途調査職員と事前に協議し、その指示に従うこと。

2 履行期間の設定について

本業務の履行期間は、10日を限度として検査期間を見込んでいるので、履行期間末の10日前までに業務完了届を提出すること。

3 業務委託費内訳書及び業務工程表の提出について

- (1) 業務委託費内訳書の提出について、入札時に内訳書を提出した場合は、業務委託費内訳書の提出について免除する。ただし、低価格入札等で調査が必要な場合は、別に詳細資料の提出を求める場合がある。
- (2) 業務工程表の提出について、業務計画書を提出する場合又は監督員の承認を受けた場合は免除とする。

4 業務計画書の提出について

業務委託料が300万円以上の業務を受注した場合は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

5 管理技術者及び照査技術者の届出等について

管理技術者及び照査技術者を定めたときは、管理技術者及び照査技術者専任（変更）届を契約締結後14日以内に提出すること。

6 この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めること。

業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	[<input checked="" type="checkbox"/>] 資格の種類 <u>一級建築士</u>	[] 資格の種類 _____

(注) [] に○印のある技術者が必要である。

建築設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 : 第一中学校外壁改修設計業務

2. 計画施設概要

(1) 敷地の場所 : 広島県 府中市 用土町463番地

(2) 施設用途 : 中学校

平成21年国土交通省告示第15号別添二 第 7 第 1 類とする。

(3) 計画範囲 : 外壁改修設計

既存外壁塗装のアスベスト調査分析

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 : 約 22,500 m²

b. 地 形 : 測量図なし

c. 用途地域及び地区の指定 : 都市計画区域内

(2) 施設の条件

a. 施設の規模等 : 延べ面積約 9861.84 m²

b. 主要構造 : RC造 4階建て

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II 類

2) 建築非構造部材 B 類

3) 建築設備 乙 類

(3) 建設の条件

a. 事業費(予定) : 7400万円 以内とする。(消費税を含む。)

※ただし消費税率10.0%とする。

b. 建設工期(予定) : 6 ヶ月

(4) 設計方針(留意事項、基本コンセプト等 その他計画書によるもの)

4. 履行期間

契約日の翌日～令和8年12月18日(このうち、検査期間として10日間を見込んでいる。)

※工事費内訳書(概算)の提出は令和8年10月31日までとする。

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁営繕統一基準)(以下「共通仕様書」という。)」による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は記載された特記事項については「⊙」印が付いたものを適用する。「⊙」印の付かない場合は、「*」印を適用する。「⊙」印と「*」印が付いた場合は共に適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

- (1) 共通仕様書中、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書3. 2設計方針の策定等の1. の()内は、「告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- ・ 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ⊙ 建築(総合)実施設計に関する標準業務
- ⊙ 建築(構造)実施設計に関する標準業務
 - ・ 電気設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務
 - ・ 機械設備実施設計に関する標準業務

一般業務の内容には、業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む)及び業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務(複雑なものを除く。)を含むものとする。

本業務の積算は、次の算定方法による。又、各算定方法毎の本業務に関する一般業務の対象業務率は次のとおりである。

- ・ 延面積に基づく算定方法() []%
- ⊙ 図面目録に基づく算定方法(設計業務に関する業務細分率(建築)) []%
- ・ その他 () []%

※ 図面目録は別添資料の「委託範囲及び設計図作成要領」を参照すること。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ⊗ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成）
 - ⊙ 建築積算業務
 - ・ 電気設備積算業務
 - ・ 機械設備積算業務
 - ・ 透視図(着色)作成
 - ・ 建築主事または指定確認検査機関の事前協議 議事録作成
 - ・ 消防署の事前協議 議事録作成
- ⊙ 関係法令等に基づく必要な各種申請手続き業務
 - ・ 建築確認申請資料の作成業務
 - ・ 建築確認申請の提出等業務
 - ・ 消防設備等計画書の作成業務
 - ・ 消防設備等計画書の提出等業務
 - ・ 景観法による中高層建築物の届出書(標識看板及び設置報告書等の作成を含む)
 - ・ 食品安全衛生法に係る申請
 - ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - ・ リサイクル計画書の作成(基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。)
- ⊙ 概略工事工程表の作成
 - ・ 住民(施設利用者)説明等に必要な資料の作成
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
 - ・ テレビ電波障害調査
 - ・ 都市計画法第53条の規定による届出手続き業務
 - ・ その他当該設計業務に必要な業務()

※各種申請において、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として、以下のものを見込んでいる。

- ⊙ (一財)建築コスト管理研究所の営繕積算システム(RIBIC2)内訳書数量入力システムLITEの利用料
 - ・ 工事中情報共有システムの登録料
- ⊙ 石綿含有材分析調査に係る費用
- ⊙ PCB含有試験に関わる費用
- ⊙ 外壁の調査に係る費用
 - ・ 公共建築設計者情報システムPUBDIS(業務カルテ情報)の登録料
 - ・ 地盤調査費用
 - ・ 確認申請手数料

- ・ 耐震改修計画評価費(1,500㎡～3,000㎡)

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ◎ 官庁施設の総合耐震計画基準（最新版）
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- ◎ 官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
- ◎ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修基準（最新版）
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- ◎ 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- ◎ 広島県電子納品実施要領【建築設計業務辺】（最新版）
- ◎ 公共建築工事積算基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書（最新版）

b. 建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
 - ・ 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- ◎ 建築設計基準（最新版）
- ◎ 建築構造設計基準（最新版）
- ◎ 建築工事標準詳細図（最新版）
 - ・ 木造計画設計基準・同解説（最新版）
 - ・ 建築改修設計基準

c. 建築積算

- ◎ 公共建築数量積算基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ◎ 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

d. 設備

- ・ 建築設備計画基準（最新版）
- ・ 建築設備設計基準（最新版）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）

e. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書（業務組織計画表）

受注者は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

受注者は、業務計画書を遵守し、業務の履行に当たること。

受注者は、業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を提出すること。（共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない。）

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- d. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- f. 緊急連絡先
- g. その他

(4) 管理技術者の資格要件

- a. 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。
 - ⊙ 建築士法（昭和25年法律第 202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有するもの（建築設備士）
 - ・ 建築士法第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法第10条の2第4項に規定する設備設計一級建築士

- ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
 - ・ 建築物の耐震改修に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する者
- b. 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。
- ・ 当業務の受注者は、建築確認申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

(5) 貸与資料等(契約後に貸与とする。)

- a. 既存設計図書等
- ◎ 平成17年度 校舎体育館大規模改修工事図面(第一期)
 - ◎ 平成17年度 校舎体育館大規模改修工事図面(第二期)
- b. 参考資料等

(6) コスト縮減検討報告書の作成

基本設計業務においては、コスト縮減検討中間報告書として、実施設計業務においては、コスト縮減報告書として調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- a. コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項(コスト縮減提案)
- b. 基本設計においては、実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項
- c. 実施設計においては、中間報告書に記載された事項の検討結果(基本設計がある場合)

(7) 電子納品対象業務

- * 本業務は電子納品対象業務である。
- 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは「広島県電子納品実施要領[建築設計業務編(最新版)]に基づき作成されたものを指す。

(8) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(9) 業務実績情報の登録について

- * 不要とする。
- ・ 要する。(受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。)

(10) 地元関係者等への説明、交渉等

- ・ 本業務の実施に伴い、関係機関及び発注者等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は発注者が行い、受注者はそれを補佐する。
- ◎ 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(11) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺環境との調和
- c. 使用上の利便
- d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示(原則として特記仕様書(施工条件)に記入すること)
- g. 分別解体の適正化(物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること)

(12) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。

また、工事内訳書は、営繕積算システムRIBC2による電子データファイルを紙データと併せて提出すること。

(13) 建築設計と設備設計等との相互調整について

業務の実施に当っては、建築設計及び設備設計等の受注者は相互に設計内容の調整及び確認を行い、相互の業務に必要な図面又は資料(CADデータ等の電子データを含む)は必要な時期に、別契約の受注者に提供すること。

(14) 協力業者(下請け業者)との契約について

協力業者(下請け業者)との契約に当っては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努め、「業務委任(下請負)承諾書」を調査職員に提出すること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(15) アスベストの使用状況の調査

解体又は改修工事などの設計に際しては、石綿含有建材の使用状況(アスベスト含有の有無等)の調査し解体等工事の事前調査結果報告書を提出すること。なお、調査方法などは、建築物解体工事共通仕様書・同解説(最新版)の6.1.2施工調査及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)・建築改修工事監理指針(最新版)の9.1.1(d)施行調査により実施すること。分析調査の方法については、JIS A 1481-2及びJIS A 1481-3により実施すること。また、試料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。分析調査比には調査職員が立会する際の保護具の費用(処分費を含む)について、含んでいる。

【試料採取による分析必要箇所数】

- ① アスベスト含有吹付け材 …(1)試料
- ② アスベスト含有保温材等 …()試料
- ③ アスベスト含有成形板 …()試料

④ アスベスト含有仕上塗材等 …()試料

⑤ アスベスト含有シーリング材…()試料

(16) 特別管理産業廃棄物等の調査

⊙ 解体等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等(廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等)の有害物質の有無について調査を行うこと。なお、調査方法等は、廃石綿等にあつては、建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成18年版) 6. 1. 3施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上、実施すること。

・ 行わない

(17) 個人情報の保護について

- a. 受注者は、この契約による業務の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この業務が完了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- b. 受注者は、この契約による業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利及び利益を侵すことの無いよう最大限努めなければならない。
- c. 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- d. 受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のための必要最小限のものとしなければならない。
- e. 受注者は、この契約による業務を履行するため、収集作成した個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- f. 受注者は、この契約による業務を履行するため、収集作成した個人情報の漏えい、毀損及び滅失があった場合は、発注者にすみやかに報告し、その指示に従わなければならない。

(18) その他

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本計画

成果物	規格及び部数	備考
・ 基本計画図書	100部、100ページ程度 内カラー2ページ程度	A4製本
・ 基本計画報告書	2部	A4製本
・ 広報用リーフレット	100部	
・ 協議会資料	20部、10ページ程度 内カラー2ページ程度	

(2) 基本設計

成果物	規格及び部数	備考
・ 建築(総合)基本設計図書	A3版 2部	紙・PCデータ
・ 建築(構造)基本設計図書	A3版 2部	紙・PCデータ
・ 電気設備基本設計図書	A3版 2部	紙・PCデータ
・ 機械設備基本設計図書	A3版 2部	紙・PCデータ
・ 鳥瞰図及び透視図(着色)	4 カット	
・ 周辺外構(都市公園を除く) 基本設計図書	A3版 2部	紙・PCデータ
・ 模型	一式	紙・PCデータ
・ 改正ハートビル法 検討書	A4版 2部	
・ 福祉のまちづくり条例 検討書	A4版 2部	
・ リサイクル計画書	1部	紙・PCデータ
・ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
・ コスト縮減中間報告書	1部	
・ 各種技術資料	1部	
・ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)目標値報告書	1部	

(注) : 建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 成果物は調査職員の指示により製本とする。

: 電子成果品の提出は、調査職員と協議の上、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(3)実施設計

成果物	規格及び部数	備考
○ 建築(総合)設計図	1部	原図
▪ 建築(構造)設計図	1部	原図
▪ 電気設備設計図	1部	原図
▪ 機械設備設計図	1部	原図
○ 各種設計図CADデータ	1部	データ上の用紙サイズはA3とし、JWW(又はDXF)、PDFの2つ
▪ 構造計算書	1部(A4版製本)	ALC外壁パネル工事、屋根工事等については、建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
▪ 電気設備設計計算書	1部	
▪ 機械設備設計計算書	1部	
▪ 昇降機設備設計計算書	1部	
○ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
○ 積算数量算出書(数量調書含む)	1部	
○ 工事内訳書	1部	金額入り 電子データ共
○ 内訳書単価根拠資料(単価比較表、見積書、使用機器・材料カタログ等)	1部	
○ 営繕工事積算チェックリスト	1部	
▪ 建築確認申請図書	必要部数	
▪ 建築確認申請手続き		計画通知書については、第1面～第6面と確認済証をPDFデータで提出すること。
○ その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書	必要部数	
○ その他関係法令等に基づく必要な各種申請手続き		
▪ 省エネルギー関係計算書	1部	
▪ 建築物環境性能評価システム(CASBEE)による計算書	1部	
▪ リサイクル計画書	1部	
○ 概略工事工程表	1部	
▪ コスト縮減報告書	1部	電子データ共
▪ 防災計画書	1部	
▪ 環境配慮システムチェック表	1部	広島県環境配慮推進要綱による
▪ テレビ電波障害調査報告書	1部	測定結果一覧表、調査所見、測定写真、受信障害予想地域図、住宅地域図等を添付
○ 廃石綿等、PCB分析報告書	1部	
○ 各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。

・ 透視図	4 カット	
・ 透視図の写真	各1枚	カラー キャビネサイズ
・ 模型	一式	
・ 模型の写真	各4枚	カラー キャビネサイズ
・ 広報説明用資料(デフォルメ化した説明用図面を含む)	1部	デフォルメ図面のレイアウト、カラー等は調査職員と協議の上決定(電子データ共)
◎ 業務打合せ簿	2部	必要に応じて提出すること。
◎ 打合せ記録簿	2部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
◎ 現況写真及び現地調査資料	2部	A4版製本 写真及び画像データ共
◎ 設計図二つ折り製本	3部	A3二つ折りA4版製本
・ 稟議用A4版製本	1部	
◎ 見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
◎ 貸与品借用(返納書)	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
◎ 広島県福祉のまちづくり条例チェックリスト		
・		
提出を要する事務書類	部数	備考
◎ 管理技術者及び 照査技術者選任(変更)届	1部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付 免許・資格については証する写しを添付。
◎ 業務委任(下請負)承諾願	1部	
◎ 委任(下請負)届	1部	業務組織計画表を添付。
◎ 業務工程表	1部	
◎ 業務計画書	2部	
◎ 業務完了届	1部	
◎ 請求書	1部	
◎ 期間別業務履行報告書	毎回1部	提出回数及び提出日は毎月1回で、月末日とする。
◎ 業務打合せ簿	2部	必要に応じて提出すること。
◎ 引渡書	1部	

(注) :建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に入れることができる。

:成果物は調査職員の指示により製本とする。

:積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC2による電子データファイルを紙データと併せて提出すること。

:電子成果品の提出は、調査職員と協議の上、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

外壁改修調査診断業務仕様書

1. 業務名称 第一中学校外壁改修設計業務

2. 業務場所 府中市 用土町

3. 業務期間 契約締結の日から 令和8年 12月 18日まで

4. 業務建物概要

1) 建物用途	<u>中学校</u>
2) 敷地面積	<u>22,500.00 m²</u>
3) 構造	<u>RC造4階建</u>
4) 建築面積	<u>4,537.30 m²</u>
5) 延床面積	<u>9,861.84 m²</u>
6) 竣工年月日	<u>昭和48年6月</u>

5. 目的

劣化診断の結果を判定し、修繕及び、改修設計を立案する。

6. 調査内容（・印が委託区分）

- 打音及び目視調査
 - ・ 中性化深さ測定
 - ・ 圧縮強度試験
 - ・ シュミットハンマー法
 - ・ コアボーリング法
 - ・ 塩分含有量測定
 - ・ カンタブ簡易測定法
 - ・ 引張り付着強度試験
 - ・ 鉄筋被り厚調査
- ひび割れ深さ測定
- シーリング材調査

7. 適用基準等

関係法令の他、下記の基準類による。

「建築物修繕措置判定手法」建設大臣官房官庁営繕部監修(最新版)

「建築改修工事共通仕様書」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)

「建築改修設計基準及び同解説」建設大臣官房官庁営繕部監修(最新版)

「建築改修工事監理指針(上下巻)」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)

8. 調査内容範囲

1) 壁面の打音及び目視調査

建物全面に対して打音及び目視により、浮き、ひび割れ及び欠損について調査を行う。

各調査で異常のある場合は、計測し図面に幅・長さ・厚さ・面積などを記入表示する。

A 調査内容

- a. 浮き表面の確認、外壁等の壁面を全面パールハンマーなどで軽打し打診音によって浮き部を調査する。
- b. ひび割れ
 - ア) ひび割れの幅 クラックスケールでひび割れ幅を測定し仕上げ塗りは0.4mm以上と0.5mm以上とに、躯体部は、0.2mm以上と0.5mm以上とに分けて記録する。
 - イ) メジャー等で、ひび割れの長さを測定する。
 - ウ) 目視によって漏水の有無を確認する。
- c. 欠損
 - ア) 欠損の確認 仕上げ塗(モルタル塗り等)躯体の欠損と鉄筋露出の有無を調査する。
 - イ) 浮き等の確認 欠損部の大きさ・深さ・破断面のモルタル厚さを調査する。

B 調査要項

a. 浮き部・欠損部

(算出方法)

浮き部の端部に100をプラスする

$$A = a + 0.2$$

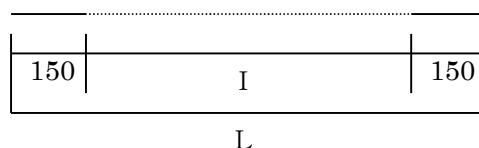
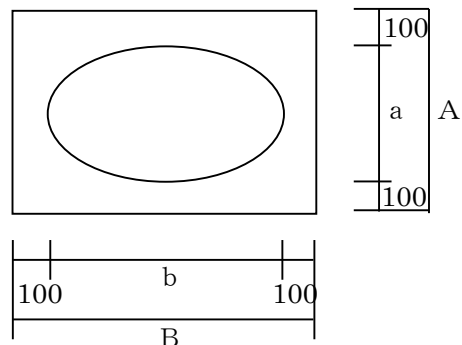
$$B = b + 0.2$$

$$S = A + B$$

b. ひび割れ部分

(算出方法)

実測したクラックの端部に150をプラスする。



2) 中性化調査

調査実施箇所 ヶ所

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

- A 測定する部分(コンクリート・モルタル)を10×10cm角程度、深さ40mm程度研り取る。
- B 研り跡をエアータン等で十分に清掃する。
- C 破断面にフェノールフタレイン2%溶液を噴霧器で吹付ける。
- D 表面から赤着色部分まで平均深さ(破断面の5ヶ所を測定し、平均値をmmで丸めた値)を中性化深さとする。又仕上げ塗りの厚さについても記録する。

3) 圧縮強度試験

調査実施箇所 ヶ所

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

A シュミットハンマー法

- a. 測定場所のコンクリート面を出し、砥石で表面を平坦に磨く。
- b. シュミットハンマーによって、表面の強度を測定する。
- c. 測定は、1ヶ所につき25点以上とし出隅から3cm以上入ったところで、各々の測定点は、3cm以上離れるようにする。

B コアボーリング法

- a. コアの直径は原則として11cmとし、コアには鉄筋が混入しない様につとめる
- b. 強度試験は、JISA1108に準じて行う。
- c. コアの両端は、JISA1133によってキャンピングを施す。
- d. コアの圧縮試験は、JISA1109コンクリートの圧縮強度試験方法による。

4) 塩分含有量測定

調査実施箇所 ヶ所

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

5) 引張り付着強度試験

調査実施箇所 ヶ所

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

6) 鉄筋被り厚調査

調査実施箇所 ヶ所

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

7) ひび割れ深さ測定

調査実施箇所 24ヶ所(各面3箇所)

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

8) シーリング材調査

調査実施箇所 1ヶ所

監督員の指示する測定場所で調査し記録する。

9. 報告書その他

- 1) 報告書は、製本して監督員に提出する。
仕上がり方法は、A4版とし提出部数は2部とする。
- 2) 調査の状況、試験状況等を示す記録写真を提出する。
記録写真は、カラーサービス版とし、枚数は監督員の指示による。
- 3) 改修仕様・改修ヶ所を明示した図面 A2 を提出する。

令和 8 年度

第一中学校外壁改修設計業務

業務価格

消費税相当額

業務費計

府中市 用土町

業 務 概 要

業務内容 外壁改修設計 一式

外壁調査 一式

費目別明細表

細目	数量	単位	単価	金額	備考
【外壁改修設計業務】					
直接人件費					
設計業務	191	人・h			
小計					
特別経費					
外壁調査					
仮設費 トラック架装リフト 16m	25	日			
仮設費 トラック架装リフト 24m	2	日			
打音・目視調査費	5600	m2			
(マーキング、計測、図面記入)					
RIBC2の使用料	1.00	式			
小計					
【アスベスト、PCB調査】					
直接人件費					
図面照査及び現地調査	1.00	日			
報告書作成	1.00	日			
対象採取 技師	1.00	日			
対象採取 助手	1.00	日			
直接経費					
交通旅費 ライトバン					
ライトバン損料	2.00	時間			
ライトバン損料	1.00	日			
燃料(レギュラー)	2.70	L			
特別経費					
アスベスト含有量試験費(定性分析)	1.00	検体			
PCB含有試験	1.00	検体			
小計					